

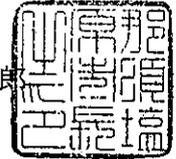


那塩課第683号

令和2(2020)年10月26日

旅行業の皆様へ

栃木県那須塩原市長 渡辺 美知太郎



入湯税の税率の引上げについて

平素より本市の観光行政、税務行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、コロナ禍における「新しい観光のあり方」を策定し、観光地の信頼（安心・安全）を確保する取組として、新型コロナウイルス感染症対策調査事業（PCR検査）を実施することとしました。

また、「新しい観光のあり方」において、観光客にも一定の責任を求めるという「責任ある観光」（レスポンシブル・ツーリズム）を推進するため、新型コロナウイルス感染症対策調査事業（PCR検査）の事業費用の財源の一部を観光客に御負担いただくこととし、具体的な方法として宿泊者を対象とした入湯税の税率の引上げを行うこととしましたので、お知らせいたします。

なお、入湯税の税率の取扱いについては、運用上、別紙2「特例措置期間中の入湯税の取扱いについて」のとおり特別徴収義務者に案内していますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- 特例措置期間中における入湯税の税率について 別紙1のとおり
- 特例措置期間中の入湯税の取扱いについて 別紙2のとおり

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2 那須塩原市役所

■ 入湯税の税率引上げに関すること

⇒ 総務部課税課 税制係

(電話番号) 0287-62-7179 (FAX番号) 0287-62-7221

(メールアドレス) k-kazei@city.nasushiobara.lg.jp

■ 責任ある観光（レスポンシブル・ツーリズム）、観光事業に関すること

⇒ 産業観光部商工観光課 観光係

(電話番号) 0287-62-7156 (FAX番号) 0287-62-7223

(メールアドレス) k-shoukoukankou@city.nasushiobara.lg.jp

特例措置期間中における入湯税の税率について

令和 2 (2020) 年 1 0 月
那須塩原市

那須塩原市では、コロナ禍における「新しい観光のあり方」を策定し、観光地の信頼（安心・安全）を確保する取組として、新型コロナウイルス感染症対策調査事業（PCR検査）を実施することとしました。

また、「新しい観光のあり方」において、観光客にも一定の責任を求めるという「責任ある観光」（レスポンシブル・ツーリズム）を推進するため、新型コロナウイルス感染症対策調査事業（PCR検査）の事業費用の財源の一部を観光客に御負担いただくこととし、具体的な方法として宿泊者を対象とした入湯税の税率の引き上げを行うこととしました。

入湯税は、鉱泉浴場の入湯客に御負担（御納付）いただく税金です。

鉱泉浴場（ホテル、旅館など）の経営者が特別徴収義務者となり、徴収し、那須塩原市に納入します。特例措置の期間は、**令和 2 年 1 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで** としております。御理解と御協力、御納付について、よろしくお願ひいたします。

■ 入湯税の税率（1人について）

（1）1泊につき

宿泊料金の区分	現行の入湯税の税率	特例措置期間中の入湯税の引上げ額	特例措置期間中の入湯税の税率
10,000円以下	150円	50円	200円
10,001円以上 20,000円以下	150円	100円	250円
20,001円以上	150円	200円	350円

（2）1泊（自炊）につき

宿泊料金の区分	現行の入湯税の税率	特例措置期間中の入湯税の引上げ額	特例措置期間中の入湯税の税率
10,000円以下	100円	50円	150円
10,001円以上 20,000円以下	100円	100円	200円
20,001円以上	100円	200円	300円

（3）日帰りにつき 50円

（4）教職員の引率する修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加した中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）又は高等学校の生徒で1泊又は日帰りにつき 20円

■ 課税免除

- ・年齢12歳未満の方
- ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯される方

■ その他

- ・宿泊（一般）の宿泊料金には、お食事代を含みます。
- ・「素泊まり」で食事の提供を受けない者は、「自炊」には該当いたしません。「素泊まり」は、「（1）1泊につき」に該当いたします。
- ・「自炊」とは、旅館の厨房施設を利用せず、宿泊者が旅館から自炊用に用意された施設や、持参した用具を利用して主食あるいは副食を調理する場合があります。

特例措置期間中の入湯税の取扱いについて

令和 2 (2020) 年 1 0 月
那須塩原市

1 宿泊料金について

特例措置期間中の入湯税の税率における宿泊料金の区分に係る「宿泊料金」については、次のとおりお取扱い願います。

- ①宿泊料金に消費税は含みません。消費税抜きで区分願います。
- ②宿泊料金に施設利用料やお土産代などの追加料金は含みません。
- ③宿泊料金に食事代は含みます。
- ④宿泊に伴う固定経費がある場合はそれも含みます。

2 徴収時期について

特例措置期間中の入湯税の税率の徴収時期については、次のとおりお取扱い願います。

- ①令和 2 (2020) 年 1 2 月 1 日の御宿泊から徴収願います。

3 予約基準日について

特例措置期間中の入湯税を令和 2 (2020) 年 1 2 月 1 日の宿泊から徴収するに当たり、予約基準日については、次のとおりお取扱い願います。

- ①令和 2 (2020) 年 1 1 月 1 日を予約基準日といたします。
この日以降の予約については、特例措置期間中の入湯税の税率で御案内願います。
- ※令和 2 (2020) 年 1 0 月 3 1 日以前に予約があり、特例措置期間中の入湯税の税率の説明がされた上で予約を受けたものについては、特例措置期間中の入湯税の税率で徴収していただいて結構です。
- ※令和 2 (2020) 年 1 0 月 3 1 日以前に予約があり、現行の入湯税の税率で予約を受けたものについては、現行（那須塩原市税条例本則）の入湯税の税率で徴収していただいて結構です。

4 募集型企画旅行商品の取扱いについて

募集型企画旅行商品の取扱いについては、次のとおりといたします。

- ①募集型企画旅行商品を利用した場合の御宿泊に係る入湯税については、特例措置期間中の入湯税の税率は適用せず、現行（那須塩原市税条例本則）の入湯税の税率を適用いたします。

5 その他

その他、次のとおりお取扱い願います。

- ①3の予約基準日についての項で記載のとおり、令和2(2020)年10月31日以前の御予約で令和2(2020)年12月1日以降に御宿泊の場合は、現行（那須塩原市税条例本則）の入湯税の税率を適用いたします。
特例措置期間中の入湯税の税率の引上げ額に限り課税を免除するものです。
- ②4の募集型企画旅行商品の取扱いについての項で記載のとおり、募集型企画旅行商品を利用した御宿泊の場合は、現行（那須塩原市税条例本則）の入湯税の税率を適用いたします。
特例措置期間中の入湯税の税率の引上げ額に限り課税を免除するものです。